

# 社会福祉法人ウィング

## 令和2年度 事業方針

人が輝くために ～人を想い・人の人生を想い・未来につなぐ～

### 【重点目標】

1. 利用者主体の支援・本人の意思を尊重した支援の徹底
2. 誇りの持てる、働きがいある組織づくり～「働き方改革」時代にあった組織づくり～

### 【主要な取り組み】

1. 利用者の生活ニーズに応じた必要なサービス提供、専門性に裏づけられた支援とサービスの質的向上、とりわけ、加齢や重度化対応は重要課題である。
2. 新しい人事考課制度の導入  
制度の目的達成のため、この仕組みを「人」がしっかり機能させる。(考課表の理解を深める・考課者の育成など)
3. 業務改善・効率化  
業務の見直し(ムリ・ムラ・ムダ)・時間外勤務の軽減など
4. 権利擁護委員会の設置  
権利擁護委員会の役割・機能・具体的な取り組みを検討し実行する。

## I 法人本部

### 【基本方針】

1. 社会福祉法人としての使命の追及
2. 適正かつ公正な法人運営
3. 積極的な情報公開・情報発信

### 【重点目標】

1. 理事会・評議員会において、法人の経営・運営状況や、経営会議・本部会議で集約された意見等を、審議または協議しやすい明瞭な形にし、報告を行う。
2. 国の動向や法改正を踏まえた、コンプライアンス・ガバナンスの強化を図る。
3. 新たなキャリアパス制度の運用開始、考課者研修を実施(6月・3月)する。
4. 実績データ等に基づく客観的かつ必要な情報を集約し、各拠点と共有することで、サービス向上・充実が図れるようバックアップしていく。
5. 主任研修(9月・11月)・管理職研修を実施する。
6. 時代やニーズに合った広報スタイルを探り、人が集まる情報発信を行う。
7. 事務局内の役割分担を明確化し、業務の効率化・機能の強化を図る。

## 【委員会】

### 1. 研修委員会

- 目的・目標
  - ・「人材育成指針」に基づき、研修の企画・運営を行う。
  - ・職員1人1人が必要なスキルを身につけ、より良い利用者支援につなげる。
  - ・事業所同士の連携の場ともなるような研修を企画していく。
- 実施計画
  - ・新任研修・フォローアップ研修実施（年5回）
  - ・法人全体研修の企画・実施（11月・2月）
  - ・研修委員会だよりの発行（年4回）

### 2. 福利厚生委員会

- 目的・目標
  - ・勤務形態の違いを乗り越えて、職員間の交流やつながりを深め、一体感のある元気で明るい職場を作る。
- 実施計画
  - ・家族も含めた職員親睦会の企画・実施（10月）
  - ・法人新年会の企画・実施（1月）

### 3. Smile∞Smile フェス実行委員会

- 目的・目標
  - ・イベントを通して、地域の人達がウィングを知る・つながりを深める機会とする。
  - ・地域イベントとして認知度を上げ、来場者を増やす。
- 実施計画
  - ・令和2年5月17日（日）Kawazima Spring Festival 同時開催。
  - ・手作り市やステージ演奏など、地域の団体やグループ・個人などの参加を得て、元気で楽しいイベントを実施する。

### 4. 権利擁護委員会

- 目的・目標
  - ・利用者への人権意識を高め、支援スキルの質的向上のための仕組みづくり
  - ・職員同士の学び合いを大切に、より良い支援の在り方を共有していく。
- 実施計画
  - ・「障害者虐待の防止と対応の手引き」を基本に据え、気づきシートなど現場の声を集約し、支援の参考となる情報の発信や取り組みを企画・実行する。

## Ⅱ のびっこ拠点

### ワーク&ライクのびっこ

#### 【実施事業】

障害者総合支援法に基づく、生活介護事業・就労継続支援 B 型事業（多機能型）

#### 【サービス提供方針】

1. 利用者本人の主体性を重んじ、日中活動の場として、好きなことや楽しみを大切にしながら、生き生きと「活躍」できるよう支援する。
2. ご家族も安心していただけるよう、コミュニケーションを大切にし、信頼関係を築く。
3. 地域とのつながりを大切に作業や日中活動を行うことで、共に生きる地域社会づくりに貢献する。

#### 【重点目標】

1. 重度化・加齢化に応じたプログラムの見直しを図る。
2. 班を中心とした支援体制を見直し、新たなチーム支援の在り方を確立する。
3. 保護者ニーズに合った「新しい保護者会」の定期開催（隔月実施）
4. 職員休憩時間の安定的確保

#### 【具体的な取り組み】

##### 1. 生活介護事業

- ・本人のやる気や生き生き度が一番大切であり、工賃が目標ではないと認識する。
- ・本人の意向を踏まえた上で、午前：バリバリタイム（作業プログラム）、午後：ゆるゆるタイム（余暇プログラム）を試行的に実施する。
- ・班にとらわれない利用者支援を確立するために、職員一人一人が柔軟に対応できるように、支援の幅を広げる。
- ・各作業を通して、地域とのつながりを深め・広げ、障がいのある人たちの価値や素晴らしさを積極的に発信していく。
- ・健康的な生活を維持するために、体を動かすことを意識した取り組みを行う。
- ・支援員・看護師・管理栄養士との連携を密に図り、支援に生かす。
- ・医ケア体制の充実を図るために、喀痰吸引等研修受講を推進する。
- ・職員休憩時間のシフト体制を確立する。

##### 2. 就労継続支援 B 型事業

- ・各班の目標は以下のとおり

スマイルカフェ 1/2：衛生管理の徹底・食品ロスや過重在庫を減らす・カフェ営業時間外の有効活用・環境整備など

パレット班：工賃アップ（利用者の絵を活かした新商品開発・宣伝など）・利用者の能力向上

- ・利用者・職員共に一人一人のやる気ややりがい大切にチームワークで取り組む。
- ・職員休憩時間のシフト体制を確立する。

【研修計画】

実施	研修内容	研修目的	担当
4月	緊急時の対応	緊急時対応の再確認	
	新利用者の支援方針と共有	新利用者の理解を深める	
5月	権利擁護の視点から支援を考える	利用者支援の再確認	
6月	安全運転研修	安全運転の意識向上	
7月	熱中症予防と対策	利用者の健康を守る	
8月	虐待防止研修	虐待の再認識と人権意識向上	
9月	食事と支援	食事から自立支援を考える	
10月	感染症予防と対策	感染の拡大防止	
12月	事故防止研修	事故を起こさないために	
1月	アンガーマネジメント	穏やかに適切に伝えるために	
3月	ストレスケア研修	良い支援をするために 心に余裕をもつために	



【smile café 1/2 年間予定】

4月							5月							6月							
通所日 21 日							通所日 22 日							通所日 20 日							
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
			1	2	3	4						1	2		1	2	3	4	5	6	
			入所式		スタッフ会議											運営会議					
5	6	7	8	9	10	11	3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	11	12	13	
			運営会議																	新年度法人会議	
12	13	14	15	16	17	18	10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20	
									保護者会			スタッフ会議									
19	20	21	22	23	24	25	17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27	
							春祭り														
26	27	28	29	30			24	25	26	27	28	29	30	28	29	30					
							31														
備考							備考	防災訓練・健康診断						備考							

  

7月							8月							9月							
通所日 22 日							通所日 17 日							通所日 21 日							
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
				1	2	3	4						1			1	2	3	4	5	
				運営会議									スタッフ会議			運営会議					
5	6	7	8	9	10	11	2	3	4	5	6	7	8	6	7	8	9	10	11	12	
					スタッフ会議											保護者会			スタッフ会議		
12	13	14	15	16	17	18	9	10	11	12	13	14	15	13	14	15	16	17	18	19	
											夏季休暇										
19	20	21	22	23	24	25	16	17	18	19	20	21	22	20	21	22	23	24	25	26	
26	27	28	29	30	31		23	24	25	26	27	28	29	27	28	29	30				
												夕涼み会									
							30	31													
備考	11日	合同除草作業					備考							備考							

  

10月							11月							12月							
通所日 21 日							通所日 20 日							通所日 20 日							
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
				1	2	3											1	2	3	4	5
					スタッフ会議												運営会議				
4	5	6	7	8	9	10	8	9	10	11	12	13	14	6	7	8	9	10	11	12	
					運営会議						保護者会	スタッフ会議								スタッフ会議	
11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21	13	14	15	16	17	18	19	
						日帰り旅行														クリスマス会	点灯式
18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28	20	21	22	23	24	25	26	
					青空まんぶく会																
25	26	27	28	29	30	31	29	30						27	28	29	30	31			
																メンバー研修	冬期休暇				
備考							備考	防災総合訓練・健康診断(利用者)						備考							

  

1月							2月							3月							
通所日 19 日							通所日 19 日							通所日 22 日							
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
					1	2															
3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	11	12	13	7	8	9	10	11	12	13	
					運営会議	スタッフ会議						スタッフ会議			1日レク					スタッフ会議	
10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20	14	15	16	17	18	19	20	
						保護者会															
17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27	21	22	23	24	25	26	27	
24	25	26	27	28	29	30	28							28	29	30	31				
31																					
備考							備考							備考	防災訓練・個別面談						

  

及び		は、利用者休日です。	* 各班会議：月1回	* 運営会議：月1回
		は、スタッフ休日です。	* 班連携会議：月1回	
		年間通所日……………244日	* ランチサービス会議：月1回	
		スタッフ年間休日………109日	* 各係会議：随時	

### Ⅲ かわじま地域生活支援センター拠点

センターとして体制が変わり2年目に入る。生活に密着した支援が行えるように、各事業の特徴を生かし、多様化する地域ニーズに応えられるように連携を図っていく。昨年の反省を生かし天災時の対応等事前に備え準備していく。活動を通し、センターの周知を広めていく。

#### かわじま町障がい児・者相談支援事業所きらり

【実施事業】 障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業  
児童福祉法に基づく障害児相談支援事業  
生活困窮者に対する相談支援事業(彩の国安心セーフティネットワーク事業)

#### 【サービス基本方針】

1. 川島町唯一の障がい児者相談事業所として、障害のあるなしに関わらず、この地域で生涯にわたり、その人らしく安心して生活・働けるよう、当事者のエンパワーメントを軸に細やかな相談支援を行う。その為には、行政をはじめ関係機関との連携、インフォーマルな社会資源の活用など、地域で支える視点を持ちながら、人と人とのつながりを大切に推進していく。
2. 地域課題に直面した時に、次につなげ検討していく。地域力を高めていく。
3. かわじま地域生活支援センターとして一体化した支援を提供し、多様化した地域ニーズに応えられる組織になる。

#### 【重点目標と取り組み】

1. 現在の相談支援の継続（本人・家族の希望に沿った総合的な支援）
  - ・利用者との信頼関係を深め、関係機関と連携し、ご本人の希望を支援する。
2. 天災時のマニュアルづくり
  - ・天災時の避難場所の事前確認、関係機関との確認
3. 自立生活に向けたサロンの展開
  - ・スマイルサロン：毎月1回土曜日開催（法人全体研修月は開催なし）
4. 生活困窮者支援の継続
  - ・安心セーフティネットワークに対応できる相談員を増やす。
5. 川島町の地域力アップ・連携の強化
  - ・川島連絡会の参加継続（委託相談・行政・保健師との情報共有）
  - ・きらり事例検討会の開催（川島町内事業所と課題共有、検討）
6. かわじま地域生活支援センターとして一体化した支援を提供
  - ・センター合同で虐待・権利擁護研修の開催（9月・12月）
  - ・軽度の障害者や、ひきこもりの方が参加できる場所の検討をしていく。
7. その他 スタッフ会議 毎月1回会議実施

## ライフサポートそら

### 【実施事業】

障害者総合支援法に基づく居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・移動支援事業  
介護保険法に基づく 訪問介護事業・介護予防日常生活総合事業  
障害児(者)生活サポート・福祉有償運送事業 川島町スポーツ・芸術文化活動等事業

### 【サービス基本方針】

1. 在宅サービスの事業所として、利用者やその家族が望むサービスを必要な時に利用していただけるように体制を整え支援を実施し《選んでよかった・使ってよかった》と思っただけの事業所にしていく。
2. かわじま地域支援センターとして一体化した支援を提供し、多様化した地域ニーズに応えられる組織になる。

### 【重点目標と取り組み】

1. サービス（支援）の質の向上
  - ・本人、家族のニーズをサービスにつなげる。ご意見、相談シートの活用
  - ・重度化・高齢化の支援スキル向上
  - ・天災時のマニュアルづくり（関係機関と連携して備える）
2. ニーズに応えられる体制づくり（人材確保と育成）
  - ・人材募集→実習生の受け入れ、募集チラシ配布
  - ・職員のやりがいや、働きたいと思う環境づくり（年次有給休暇の連休取得など）
  - ・ヘルパーとしての対応力・技術力を高める（個別支援会議・合同研修等）
3. ゆとりある支援遂行の為に、業務改善・効率化の推進
  - ・次月コーディネート業務の軽減等
  - ・昨年度、効率化した業務の定着等
4. 地域とのつながりを大切にする
  - ・利用者が地域とつながる機会を検討していく。（コミュニティサロン等の活用）
5. 軽度の障がい者やひきこもりの方が参加できる場の検討
  - ・相談支援と協同で進めていく。
  - ・ボランティア募集も検討していく。

### 【事業別利用見込】

事業区分	契約数	月平均時間		年間利用時間
指定訪問介護等	4	40		480
行動援護	43	521		5820
居宅介護		身体介護	171	2052
		家事援助	5	60



重度訪問介護		18	216
同行援護		27	324
移動支援	65	身体あり	117
		身体なし	200
生活サポート	130	275	3300

### 【るんるんクラブ】

#### ○るんるんキッズ

目的：様々な体験を通して、生活に必要なことを学びながら親や友達と一緒に楽しむ。

開催日：原則第4日曜日 10:30～12:00

内容：親子 de フラワーアレンジ・チャレンジ外出 など

#### ○カルチャースクール

目的：友達と一緒に様々な体験（運動・表現活動）をしながら、余暇を楽しく過ごす。

開催日：原則第2・3・4火曜日 16:30～18:00

内容：よさこい&ダンス・フラパール・フラダンス・調理・音楽・鑑賞会など

生涯学習フェスティバル・老健施設・川島町中央文化展など、発表する場を設ける。ボランティア募集の広報活動に取り組む。

### 【グループ外出年間予定】

月	日（土・日）	内 容
4月	11日・12日	ハイキングに行こう
5月	9日・10日	船に乗ろう
6月	6日・7日	オリンピックを楽しもう
7月	4日・5日	水族館に行こう
8月	1日・2日	博物館に行こう
9月	5日・6日	食べ歩きしよう
10月	3日・4日	動物に会いに行こう
11月	7日・8日	名所めぐりとカラオケ
12月	5日・6日	冬のイベントを楽しもう
1月	10日・11日	初詣に行こう
2月	6日・7日	ボウリングに行こう
3月	6日・7日	遠出をしよう

### 【研修計画】

実施月	研修内容	研修目的	担当
4月	個人情報取扱	個人情報の漏洩を防ぐ	
5月	リスクマネジメント	利用者の立場に立って対応する 利用者の留意事項を共有する 緊急時にスムーズに動く	

7月	安全運転講習(講師)	交通事故防止の意識を高める	
10月	虐待研修	虐待についての知識・支援の振り返り	
11月	権利擁護研修	利用者の人権について学ぶ	
12月	感染症	感染症対策の共有	
備考	＊スタッフ会議又は、センター合同研修において実施 ＊個別支援会議は毎月実施（1月2月以外）		

#### IV にじ拠点

##### 【実施事業】

障害者総合支援法に基づく共同生活援助事業

##### 【サービス提供基本方針】

1. 各利用者の生活・体調・健康状態に合わせた支援を行う。
2. 日々の利用者の生活を支えていく中で、人権を尊重し、誠意と敬意を持って丁寧な支援を行う。
3. 地域の中のホームとして、これからも利用者が地域の一員として生活していく後押しをする。

##### 【重点目標】

1. 個々の利用者の生活スタイルに合わせた支援を出発点とし、ニーズや思いにしっかりと向き合い、実現させていく。またその過程で各個人の健康状態の把握や体調管理に重点的に対応する。
2. 本人・家族・各関係機関と連携して日々の生活を支える
3. 常に利用者の人権への配慮を意識した支援をおこなう。
4. 地域の中のグループホームとして、地域交流を大切にする。
5. 水害など想定される災害時の対策を整備する。
6. 業務の改善・効率化・スキルアップを図り、働きやすい職場づくりをおこなう。そのことが利用者支援の充実に資するようにする。

##### 【具体的な取り組み】

1. 個別支援
  - ・個別支援計画を基にして、利用者ひとりひとりにしっかりと向き合い、丁寧な対応をする。その中で看護師と連携して、個人の健康状態や体調の把握を行い、その状態に沿った支援・介助をおこなう。
  - ・ホーム（家）という私生活の雰囲気を楽しみながらも、スタッフによる慣れあいを

戒めて、利用者に対し敬意をもって接する。そのためにスタッフに対する権利擁護・虐待防止研修を実施するとともに日常的な啓発も行う。

- ・保護者に対しては定期的に様子の報告を行い、現状や将来を共有する。
- ・これからの長い人生を見据えた暮らし、特に金銭面（金銭管理、サービスに関する支出・お小遣いなど）と、健康面（通院・体調管理等）について、本人を中心に、保護者、各関係機関とも考えていく。

## 2. 各関係機関との連携

- ・保護者、相談支援機関、日中サービス機関、ヘルパー事業所、病院等、各関係機関との連携を密にして、本人の様子について多角的な把握に努め、継続的、一体的な支援を大切にする。
- ・常勤スタッフが少ないため、長期休暇や通所施設欠席時における法人他事業所の協力依頼を仕組みとして整える。

## 3. 地域で暮らす

- ・地域の行事については、引き続き積極的に参加し、地域住民とのつながりを大切にする。
- ・災害時の避難マニュアルの整備や訓練等のシミュレーションをおこなう。その際には、近隣住民の方、行政など関係機関、法人他事業所との連携を大切にする。

## 4. 業務の改善

- ・オープンから 6 年間の業務の積み重ねを踏まえたうえで、業務の重複や無駄になっている点などを洗い出し、簡素化・効率化する。
- ・非常勤スタッフのスキルアップの機会を設けていく。

### 【年間予定表】

月	利用者地域活動	職員
4月	下八ツ林集落活動組織・ひまわり種まき	
5月	美化運動	健康診断
7月	下八ツ林集落活動組織・コスモス種まき	防災訓練
9月	美化運動	
10月	下八ツ林集落活動組織・菜の花種まき	
11月		健康診断
1月		馬場地区新年会
2月	美化運動	防災訓練 下八ツ林集落活動組織・視察研修
3月		馬場地区役員引継ぎ懇親会 下八ツ林地区総会

\*入居メンバー会議（月1回）・外食企画（月1回）

\*スタッフ会議（月1回）

**【研修計画】**

実施月	研修内容	研修目的	担当
5月	権利擁護・虐待防止	利用者の人権への配慮を徹底する	
7月	事故・緊急時対応	事故等緊急時に、迅速・的確で統一した対応をおこなう。	
9月	救命講習（にこぬく合同）	病気・事故等救急時の初動対応を学ぶ	
10月	個人情報保護	個人情報の適切な取り扱いを学ぶ	
11月	安全運転	日々の安全な運行のため	
12月	感染症予防 （にこぬく合同）	感染症対策について知識を得て、職員間で統一した対応をとる	
2月	権利擁護・虐待防止	利用者の人権への配慮を徹底する	
備考	※防災訓練（7月・2月）		

## Vにこにこ・ぬくぬく拠点

## にこにこ

**【実施事業】**

児童福祉法に基づく児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業

**【サービス提供基本方針】**

1. 個々の利用者のニーズに即した支援を中心にし、そのうえで年代や障害を含めて多様な利用者を受け入れている特性を活かし、集団での活動を通じて利用者同士の交流の後押しをする。
2. 支援のプロとして、専門性に則った支援をおこなう。
3. 利用者の受け入れについて、個々の利用ニーズに応じて柔軟に対応する。
4. 川島町で唯一の「児童発達支援」「放課後等デイサービス」の事業所として、地域の福祉力向上に貢献する。

**【重点目標】**

1. 個別支援計画を基にした、より専門性を踏まえた支援を行い、利用者満足度を高める。
2. そのために日々のプログラムの中身の質を高める。よりよい質を備えたものは自信をもって継続するとともに、マンネリで行っている部分は改善する。
3. 利用ニーズの把握に努め、利用率の向上を図る。
4. 業務の効率化により、より働きやすい職場作りを推し進め、支援の充実に活かす。
5. ボランティア等の受け入れに力を入れる。

## 【具体的な取り組み】

### 1. 個別支援の充実

- ・児童発達支援管理責任者を中心に、個々の児童に即した個別支援計画を立て、発達段階や障害特性に応じたきめ細やかな支援を行う。
- ・個別支援計画と当日のプログラムをより一層リンクさせ、活動や遊びを通じた中で個人の発達支援を積み重ねる。
- ・療育の視点や、介助技術等、より専門性をもった支援を充実させていくための取り組みを行う。
- ・看護師を配置することで、医療ケア必要児の受け入れをおこなう（医療ケアが必要ではない方に関しても、看護師がいることでの安心した受け入れ態勢を構築する）。
- ・日々の連絡ノート、送迎時の引継ぎ、電話やメールでのコミュニケーション、個別面談などを通して、保護者との連携を大切に、日々の支援に活かす。今年度も保護者交流会を定期的に企画して、保護者との交流を進めていく。
- ・定期的に権利擁護・虐待防止研修を実施する。また会議及び日常的な啓発も忘れずに、より掘り下げた話し合いをおこなう。
- ・利用者送迎では、適正な配車計画の実施や、スタッフに対する安全運転研修を定期的に実施し、無事故を目指す。

### 2. プログラムの質

- ・固定化を打破して、多様な活動にチャレンジする。そのために、まずは個々の職員のやってみようの精神を大切にする。
- ・利用者の目線に合わせた内容を構築する。

### 3. 柔軟な受け入れ態勢

- ・個別の聞き取りやアンケートなどにより、利用ニーズを常に把握する。
- ・緊急時、キャンセル待ちなど利用ニーズに即した柔軟な受け入れを行う。特に保護者緊急時（必要時）の受け入れ態勢の構築を徹底していきたい。

### 4. 業務の効率化

- ・今までの業務を踏まえた標準化、マニュアル化を推し進める。その過程で、無駄な部分は改善し効率化をはかる。
- ・事業所内外の整理整頓をはかる。
- ・それらも含めて、職員にとっても働きやすい職場づくりを推進する。

### 5. 地域とのつながり強化

- ・法人他事業所とも連携しながら、ボランティアの受け入れを積極的に進める。ボランティアの意義や役割をスタッフ全員が理解し、利用者との橋渡しなど、積極的な受け入れを行う。
- ・学校や幼稚園、地域住民など、地域における多様な機関との連携を進める。

【にこにこ年間予定表】

<p>4月 (26日)</p> <p>日 月 火 水 木 金 土</p> <p>1 2 3 4</p> <p>5 6 7 8 9 10 11</p> <p>12 13 14 15 16 17 18</p> <p>19 20 21 22 23 24 25</p> <p>26 27 28 29 30</p>							<p>5月 (26日)</p> <p>日 月 火 水 木 金 土</p> <p>1 2</p> <p>3 4 5 6 7 8 9</p> <p>10 11 12 13 14 15 16</p> <p>17 18 19 20 21 22 23</p> <p>24 25 26 27 28 29 30</p> <p>31</p>							<p>6月 (26日)</p> <p>日 月 火 水 木 金 土</p> <p>1 2 3 4 5 6</p> <p>7 8 9 10 11 12 13</p> <p>14 15 16 17 18 19 20</p> <p>21 22 23 24 25 26 27</p> <p>28 29 30</p>						
<p>7月 (27日)</p> <p>日 月 火 水 木 金 土</p> <p>1 2 3 4</p> <p>5 6 7 8 9 10 11</p> <p>12 13 14 15 16 17 18</p> <p>19 20 21 22 23 24 25</p> <p>26 27 28 29 30 31</p>							<p>8月 (24日)</p> <p>日 月 火 水 木 金 土</p> <p>1</p> <p>2 3 4 5 6 7 8</p> <p>9 10 11 12 13 14 15</p> <p>16 17 18 19 20 21 22</p> <p>23 24 25 26 27 28 29</p> <p>30 31</p> <p>★13日～16日夏期休業日</p>							<p>9月 (26日)</p> <p>日 月 火 水 木 金 土</p> <p>1 2 3 4 5</p> <p>6 7 8 9 10 11 12</p> <p>13 14 15 16 17 18 19</p> <p>20 21 22 23 24 25 26</p> <p>27 28 29 30</p> <p>※利用者個別面談(9月～10月)</p>						
<p>10月 (27日)</p> <p>日 月 火 水 木 金 土</p> <p>1 2 3</p> <p>4 5 6 7 8 9 10</p> <p>11 12 13 14 15 16 17</p> <p>18 19 20 21 22 23 24</p> <p>25 26 27 28 29 30 31</p> <p>※10月末～川島町中央文化展に出品しよう</p>							<p>11月 (25日)</p> <p>日 月 火 水 木 金 土</p> <p>1 2 3 4 5 6 7</p> <p>8 9 10 11 12 13 14</p> <p>15 16 17 18 19 20 21</p> <p>22 23 24 25 26 27 28</p> <p>29 30</p>							<p>12月 (24日)</p> <p>日 月 火 水 木 金 土</p> <p>1 2 3 4 5</p> <p>6 7 8 9 10 11 12</p> <p>13 14 15 16 17 18 19</p> <p>20 21 22 23 24 25 26</p> <p>27 28 29 30 31</p> <p>★29日～31日冬期休業日</p>						
<p>1月 (24日)</p> <p>日 月 火 水 木 金 土</p> <p>1 2</p> <p>3 4 5 6 7 8 9</p> <p>10 11 12 13 14 15 16</p> <p>17 18 19 20 21 22 23</p> <p>24 25 26 27 28 29 30</p> <p>31</p> <p>★1日～3日冬期休業日</p>							<p>2月 (24日)</p> <p>日 月 火 水 木 金 土</p> <p>1 2 3 4 5 6</p> <p>7 8 9 10 11 12 13</p> <p>14 15 16 17 18 19 20</p> <p>21 22 23 24 25 26 27</p> <p>28</p> <p>※利用者個別面談(2月～3月)</p>							<p>3月 (27日)</p> <p>日 月 火 水 木 金 土</p> <p>1 2 3 4 5 6</p> <p>7 8 9 10 11 12 13</p> <p>14 15 16 17 18 19 20</p> <p>21 22 23 24 25 26 27</p> <p>28 29 30 31</p>						

□ は、にこにこ休業日    ■ は、祝日(にこにこは営業)    \* 年間開所日 305日  
 \* スタッフ会議・・・原則毎月第2週    \* 運営会議・・・原則毎月第1週

【【実施事業】】

障害者総合支援法に基づく短期入所事業

【サービス提供基本方針】

1. 宿泊に対するそれぞれのニーズをしっかりと受け止めて、そのニーズに即した適切かつ丁寧な支援をおこなう。
2. 緊急時のニーズに対して、迅速に対応する。
3. 夜間の支援ということで、職員は常に人権意識を持って支援にあたる。

【重点目標】

1. 食事・入浴・睡眠等、各生活の場面において、各利用者のニーズを踏まえた上で、年齢や障害に応じたその場面に応じた適切な支援、丁寧な支援をおこなう。その際には職員間で統一した対応をとることを心掛ける。
2. 緊急時対応については、優先的に調整して全て受け入れることができるようにする。
3. 利用者の人権に対する取り組みを継続的かつ重点的におこなう。

【具体的な取り組み】

1. 適切かつ丁寧な支援
  - ・年齢や障害に応じ、具体的な介助や、利用者に対する姿勢や言葉遣いを、ひとつひとつ丁寧におこなう。
  - ・各利用者のニーズに基づき、日々の連絡ノートを中心に、必要に応じて保護者と電話等にて連絡を取り、各利用者の状況や様子の把握に努める。また各関係機関との連携も密にしていく。
  - ・支援における必要な情報、様子の共有等に関して、職員間での連携を確実に挙う。その上で、支援・業務について統一した対応でおこなう。
  - ・業務や記録等を精査して、業務の効率化をはかる。そのことで利用者支援に資するようにする。
2. 緊急時対応
  - ・緊急時の対応については、最優先で対応・調整をおこなう。
  - ・必要な利用者が安心できるように、また譲って頂く方については、変更の依頼が偏らないように、マニュアルに基づき迅速に対応する。
  - ・緊急時には、保護者のみならず、各関係機関とも必要な連携を確実に挙う。
  - ・緊急時ではない、予約段階における希望日等の変更についても、ひとつのニーズと捉え、出来る限り柔軟に対応していく。その際に他の利用者との公平を基準としたマニュアルに基づいて調整する。
3. 人権意識
  - ・定期的に権利擁護・虐待防止研修を実施する。また会議及び日常的な啓発も忘れない。

より掘り下げた話し合いをおこなう。

4. 年間営業日数 361日（休業日12月31日～1月3日）

【にこにこぬくぬく研修計画】

実施月	研修内容	研修目的	担当
5月	権利擁護・虐待防止	利用者の人権への配慮を徹底する	
6月	事故・緊急時対応	事故等緊急時に、迅速・的確で統一した対応をおこなう	
9月	救命講習（にじ合同）	病気・事故等救急時の初動対応を学ぶ	
10月	個人情報保護	個人情報の適切な取り扱いのため	
11月	安全運転	日々安全な運行管理を行う	
12月	感染症予防（にじ合同）	感染症対策について知識を得て、職員間で統一した対応をとる	
2月	権利擁護・虐待防止	利用者の人権への配慮を徹底する	
備考	※防災訓練（7月・2月）		